

熊本北部流域下水道の管理運営に関する協定書（案）

熊本県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、熊本北部流域下水道（以下「流域下水道」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、熊本県下水道事業の設置等に関する条例（昭和63年熊本県条例第38号。以下「条例」という。）第16条の規定により指定管理者に指定された乙が行う管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（管理業務）

第2条 甲は、条例第17条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を乙に行わせる。

- （1）流域下水道の運転操作及び監視に関する業務
- （2）流域下水道の施設、設備及び物品の維持管理、保守点検及び修繕に関する業務
- （3）その他、指定管理者が流域下水道の管理上必要と認める業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別記1「熊本北部流域下水道指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとする。

（管理物件）

第3条 乙が管理する施設、設備、物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、仕様書及び別に甲が提示する下水道台帳、物品台帳等によるものとする。

2 乙は、管理物件を常に善良なる管理者の注意を持って管理しなければならない。

（指定管理者の責務）

第4条 乙は、次に掲げる関係法令及び条例その他の関係規程等並びにこの協定の定めるところに従い信義に沿って誠実にこれを履行し、流域下水道が安全、安定的かつ効率的に運営されるように管理しなければならない。

- （1）下水道法、条例ほか下水道関係法令
- （2）水質汚濁防止法、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例ほか水質規制関係法令
- （3）廃棄物の処理及び清掃に関する法律ほか下水汚泥等に係る廃棄物処理関係法令
- （4）大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法ほか環境保全関係法令
- （5）地方自治法ほか行政関係法令
- （6）労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令
- （7）建築物における衛生的環境の確保に関する法律、水道法、建築基準法、消防法、電気事業法、建設業法その他の施設、設備維持管理又は保守点検に関する法令
- （8）その他

ア 乙は、流域下水道の管理に関し知り得た個人情報の保護を図るため、個人情報の保護に関する法律第66条第2項第2号の規定に従い、第20条において定める安全確保の措置を講じること。

イ 管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書等は、適正に管理し、5年間保存すること。指定期間を過ぎた後も同様とすること。

ウ 乙は、管理業務の実施に当たっては、エネルギーの使用の合理化に関する法律等の関係法令を踏まえ、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進及び廃棄物の適正処理に努めること。

- また、環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達（グリーン調達）に努めること。
- エ 仕様書に定める性能基準を維持達成するため、下水道施設の運転管理を適切に行うこと。
- オ 施設設備の維持管理及び物品等の調達管理等を適切に行うこと。
- カ 見学者対応その他の外来者対応業務等のため、通常業務日の日中勤務時間中は終末処理場内に常時人員を配置すること。

- 2 乙は、見学者等の被災に対する第一次責任を有し、施設又は見学者等に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
- 3 乙は、管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（指定の期間）

- 第5条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和9年（2027年）4月1日から令和12年（2030年）3月31日までとする。
- 2 管理業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（委託料）

- 第6条 管理業務に対する委託料（以下「委託料」という。）の額は、次の表のとおりとする。ただし、令和10年度から令和11年度については、対象年度の予算の範囲内で変更することがある。

対象年度	委 託 料 の 額
令和 9年度（2027年度）	金____,____,____円（うち消費税及び地方消費税の額____,____円）
令和10年度（2028年度）	金____,____,____円（うち消費税及び地方消費税の額____,____円）
令和11年度（2029年度）	金____,____,____円（うち消費税及び地方消費税の額____,____円）

- 2 各事業年度当初に甲乙協議したうえで委託料の支払計画書を作成し、その計画に従って、乙は請求し、甲は、四半期ごとの前払いにより委託料を支払うものとする。
- 3 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受理した日から、30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

（委託料の額の変更）

- 第7条 各年度において、流入水量実績が仕様書に規定する流入予測水量に対して1000分の25を超える相違が見込まれる場合は、甲又は乙は、相手方に対して流入水量により変動を受ける費用（薬品費、汚泥処分費等）について、委託金額の変更を請求することができる。

なお、委託金額の変更を請求する場合は、変更を要する根拠等を記した書面によらなければならない。

また、変更する額及び支払期間については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

- 2 乙が仕様書第4条に掲げる性能基準を達成できない場合等については、甲は、委託料の額を減額することができる。
- 3 前2項のほか、委託料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（リスク分担）

- 第8条 管理業務に関するリスク分担については、別記2のとおりとする。
- 2 前項に定める事項に疑義がある場合又は同項に定める事項以外の不測のリスクが生じ

た場合は、甲乙協議のうえリスク分担を決定する。

(事業計画書等の提出)

第9条 乙は、各年度の2月末日までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。

- (1) 管理運営の体制
- (2) 管理の概要及び実施する時期
- (3) 管理運営に要する経費の総額及び内訳
- (4) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、前項の事業計画書が提出されたときは、内容を審査し、必要な指示をすることができる。

(業務報告)

第10条 乙は、毎月終了後15日以内に次に掲げる事項を甲に報告するものとする。

- (1) 業務日誌記録事項の月集計（流入水、放流水の水量及び水質、下水及び汚泥の処理処分状況、下水及び汚泥の分析結果、電力等調達管理状況等）
- (2) 各流量測定システムごとの流量の月集計
- (3) 運転操作、保守点検、維持補修、調整、給油、部品交換等の状況等
- (4) 事故、故障、苦情の状況及びその対応結果等
- (5) 施設見学者及び視察者の状況
- (6) その他甲が必要と認める事項

2 甲は、管理業務の適正を期するため、乙に対し、前項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告)

第11条 乙は、毎事業年度終了後1か月以内に管理業務に係る事業報告書を甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の事業報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務実施状況の概要
- (2) 管理経費の収支決算
- (3) 事業年度終了時の施設機能確認状況
- (4) その他甲が必要と認める事項

3 甲は、施設の良い管理状況を確保するため、管理業務の水準を示す適正な指標を設定し、乙は、第1項の事業報告書と合わせ、指標に対する管理業務の進捗状況を甲に提出しなければならない。

4 乙は、第1項の事業報告書と併せ、前条第1項の規定による報告事項の年集計結果その他必要な事項を記載した業務年報を甲に提出しなければならない。

5 乙は、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

6 甲は、事業報告書その他報告書等に関し必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(情報公開)

第12条 乙は、施設の管理及び運営に関する情報の公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(指定の取消し等)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部を停止させ、支払った経費の全部若しくは一部を返還させ、及びこれらにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 本協定に違反したとき。
- (2) 管理業務の処理が著しく不相当と認められるとき。
- (3) 乙の代表者等が指定管理者からの暴力団排除に関する合意書に規定する排除措置の対象者であると認められたとき。
- (4) 募集要項に定めた参加資格に掲げる要件を欠くこととなったとき、財務状況の悪化等により管理業務の履行が確実でないと認められるとき、又は社会的信用を著しく損なうなど乙が指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- (5) 前各号のほか乙が流域下水道の指定管理者として管理業務を継続することが適当でないと認められるとき。

2 乙が、この協定を指定期間内に解除しようとするときは、その3か月前までに甲の承認を得なければならない。

3 甲は、第1項に定める場合のほか、必要があるときは、管理業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合においては、甲は、廃止しようとする日の30日前までに乙に通知しなければならない。

4 前2項の規定により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、甲、乙協議して定める。

(天災等による施設供用の休止等)

第14条 甲は、天災その他やむを得ない事由により流域下水道の施設の全部又は一部を利用させることができないと認めるときは、当該施設の全部又は一部の供用を休止するため、甲は、指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部を停止することができる。

2 乙は、前項の事由により流域下水道の施設の全部又は一部を利用させることができないと認めるときは、甲の承認を得て当該施設の全部又は一部の供用を休止することができる。

(原状回復義務)

第15条 乙は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第16条 乙は、管理業務の履行に当たり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(保険契約)

第17条 乙は、甲が指定する期日までに、自己の負担により損害賠償責任の履行の確保のため、保険契約を締結するものとする。

- 2 乙は、前項の規定による保険契約を締結したときは、保険証券の写しその他の契約内容を証する書面を、遅滞なく甲に提出するものとする。
- 3 乙が第1項の保険契約の変更を行ったときは、前項の規定を準用する。

(再委託の禁止)

第18条 乙は、管理業務を他者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、第2条第1項1号に規定する運転操作及び監視に関する業務を除く管理業務について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第19条 乙は、管理運営業務を実施するに当たっての個人情報の取扱いについては、別記3「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(流域下水道施設等の使用)

第20条 乙は、管理物件を除く流域下水道の施設、設備及び物品を使用するときは、甲の承認を得なければならない。

(重要事項の変更の届出)

第21条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

(書類の提出)

第22条 乙は、管理業務に必要な諸規則及び非常時（緊急時、異常時等）の体制を整備し、これを甲に届け出なければならない。

(業務の引継ぎ等)

第23条 乙は、指定期間が満了し、又は指定管理者の指定を取り消されたときは、円滑に、かつ、支障なく管理業務が継続できるよう、甲又は甲が指定する者に対して、管理業務の引継ぎを行わなければならない。

- 2 甲が、指定期間の満了等により、新たに指定管理者の募集等を行う場合において、乙は、甲の求めに応じて、乙による管理業務の実施状況等に関する情報を提供しなければならない。

(協定の改定)

第24条 管理業務に関し、事情が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議のうえ、この協定を改定することができる。

(協議)

第25条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和__年（____年）__月__日

甲 熊本県
代表者 熊本県知事 木村 敬

乙 (住所)
(名称)
(代表者氏名)

リスク分担表

種類	内 容	負 担 者	
		県	指定管理者
物価変動	人件費、物件費等の物価の変動に伴う経費の増加及び減少	△（※1）	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者等からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者制度に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加	○	
書類の誤り	仕様書等県が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	経費の支払い遅延（県→指定管理者）によって生じた事由	○	
	経費の支払い遅延（指定管理者→業者）によって生じた事由		○

種類	内 容	負 担 者	
		県	指定管理者
施設・設備の損傷	建築物の損傷で経年劣化によるもの（小規模なもの（注））		○
	〃 （上記以外）	○	
	経年劣化の程度を超えた劣化、損傷		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（小規模なもの（注））		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）	○	
資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので当該第三者が特定できないもの（小規模なもの（※2））		○
	第三者の行為から生じたもので当該第三者が特定できないもの（上記以外）	○	
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏えい又は犯罪発生		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○
指定管理者が保障すべき性能（放流水質）の未達	流入水量が想定範囲内かつ悪質な流入水が認められない場合		○
	流入水量が想定範囲を超過した場合又は悪質な流入水が認められた場合で、指定管理者の性能達成に向けた対応が可能である場合		○
	流入水量が想定範囲を超過した場合又は悪質な流入水が認められた場合で、指定管理者の性能達成に向けた対応が不可能又はやむを得ない事由があると認められる場合	○	

（注）△は別途、県との協議が必要。

（※1）「熊本県公の施設の指定管理者制度に係る運用指針 別冊 指定管理者制度導入施設におけるスライド方式運用マニュアル（令和8年9月2日）」に定める方法により指定管理料を変動させる。

（※2）「小規模なもの」とは、施設・設備等の機能や財産的な現在価値に影響を及ぼさない程度のもので、塗装、防錆、簡易な修繕等により回復可能なもの。

別記3

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この協定による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（責任体制の整備）

第3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の届出）

第4 乙は、この協定による個人情報の取扱いに係る責任者（以下「個人情報保護責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「作業従事者」という。）を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、個人情報保護責任者又は作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

3 乙は、定めた個人情報保護責任者又は作業従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

（保有の制限）

第5 乙は、この協定による業務を行うために個人情報を保有するときは、甲の指示を受け又は事前の承諾を得た上で、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（安全管理措置）

第6 乙は、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の安全管理のため、ＢＣＣ（ブラインド・カーボン・コピー）によるメール送付の徹底、複数の職員による確認やチェックリストの活用、適正なサイバーセキュリティ水準の確保等の措置その他必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（作業場所の特定）

第7 乙は、この協定による業務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所を明確にし、あらかじめ書面により甲に報告しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第8 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報を協定の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第 9 乙は、この協定による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を、甲の指示又は事前の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(持出しの制限)

第 10 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この協定による業務に関し取り扱う個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(再委託の禁止)

第 11 乙は、この協定による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者（乙に子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。）にその処理を委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

(派遣労働者の利用時の措置)

第 12 乙は、この協定による業務を派遣労働者によって行わせる場合は、当該派遣労働者に本協定に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 前項に規定する場合において、乙は、甲に対して、当該派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第 13 乙は、この協定による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙が保有した個人情報記録された資料・電子媒体等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。また、乙が管理する機器等に記録された電子情報については、適正に消去・廃棄した旨の報告を書面で提出するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(作業従事者への周知)

第 14 乙は、作業従事者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、協定の目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 176 条又は第 180 条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知するものとする。

(指示・報告)

第 15 甲は、乙がこの協定による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は本特記事項の遵守状況等、必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(実地調査)

第 16 甲は、必要があると認めるときは、乙における管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について随時実地に調査することができる。

（事故発生時の対応）

第17 乙は、この協定による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3 甲は、第1項の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（協定解除及び損害賠償）

第18 甲は、乙が本特記事項の内容に反していると認めたときは、協定の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。